

## 1 趣旨

児童の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るため、小学校低学年段階における学習のつまずき等を把握するとともに、児童一人一人の「分かった」「できた」という達成感を重視した個別の学習支援を実践し、その成果を普及する。

## 2 事業の内容

22市町（広島市を除く）の各1小学校等を「小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校（以下、サポート校とする。）」に指定し、「広島県学びの基盤に関する調査」<sup>(※)</sup>を活用して、低学年段階からの個別の支援に取り組み、その成果を普及する。

※「広島県学びの基盤に関する調査」…広島県教育委員会が提供する小学校低学年段階における学習のつまずきの要因等を把握するための調査問題

## 3 指定の期間

指定期間は、原則として1年間とする。

## 4 実施方法

### (1) サポート校における取組内容

サポート校は、小学校低学年段階からの学習のつまずきの解消に向け、年間3回の校内研修（2回以上の授業研究を含むこと。）を開催するとともに、低学年段階からの個別の学習支援に取り組み、その成果を普及する。

なお、実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 「広島県学びの基盤に関する調査」により低学年段階の学習のつまずき等を把握する。
- イ 「広島県学びの基盤に関する調査」の結果分析に基づき、低学年段階からの個別の学習支援を行う。
- ウ 市町の「学びの変革」推進協議会等において実践を報告する。

### (2) サポート教員の配置

サポート校にサポート教員（再任用短時間勤務）を1名置く。

サポート教員は次のことを行う。

- ア 校内の事業担当者（研究主任等）と連携しながら、「広島県学びの基盤に関する調査」を活用した低学年段階からの個別の学習支援を実施する。
- イ 県教育委員会が主催するサポート校連絡協議会（年2回）に参加する。
- ウ 事業担当者による校内研修の企画・運営を補助する。
- エ 低学年段階においてつまずきがみられる児童への効果的な取組を収集する。
- オ その他、事業担当者と日常的に連携を行う。

なお、サポート教員が当該業務を組織的に行えるよう、校内に事業担当者（研究主任等）を位置付ける。事業担当者は次のことを行う。

- ・ サポート教員と連携しながら、「広島県学びの基盤に関する調査」を活用した低学年段階からの個別の学習支援に係る校内の体制を整える。
- ・ サポート教員と連携しながら、小学校低学年段階からの学習のつまずきの解消に向けた年間3回の校内研修（2回以上の授業研究を含むこと。）の企画・運営を行う。
- ・ その他、サポート教員と日常的に連携を行う。

### (3) 推進及び普及

ア この取組を推進し、成果を普及させるために、県教育委員会は、次のことを行うものとする。

- (ア) 各サポート校の取組の推進及び成果の普及を目指したサポート校連絡協議会の実施

- (イ) 各サポート校に対し、この取組の実施に必要な指導・助言  
(サポート校が実施する年間3回の校内研修に指導主事を派遣する。)
  - (ウ) 効果的な取組について、他のサポート校への情報提供及び県内への普及
  - (エ) ホームページ等を開設し、各サポート校の成果の普及
- イ この取組を推進し、成果を普及させるために、市町教育委員会は、次のことを行うものとする。
- (ア) 県教育委員会が行うこの取組の推進及び成果の普及（上記ア）への協力
  - (イ) 「学びの変革」推進協議会等において、この取組の成果と課題を当該市町内へ普及
- ウ この取組の成果を普及させるために、各サポート校は、次のことを行うものとする。
- (ア) 県教育委員会が実施する研修等において実践発表を実施
  - (イ) この取組の成果について、普及方法をサポート校で検討し普及
  - (ウ) 「学びの変革」推進協議会等において、この取組の成果と課題を報告
  - (エ) 県教育委員会が児童、教職員及びその他関係者に対してアンケート等を行う際の協力

## 5 実施計画書等の提出

- (1) 市町教育委員会は、別紙1により、実施計画書を作成し、県教育委員会が別に定める期限までに提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、別紙2により、実施報告書を取りまとめ、当該年度の末までに速やかに県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 実施報告書については、県教育委員会においてその集録を編集し、冊子及びインターネット、その他の媒体により公表することができるものとする。

## 6 その他

本実施要領に定めのない事項については、県教育委員会が別に定める。